

圏央道幸手 IC(仮称)東側地域の整備計画
環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

平成 22 年 12 月

幸 手 市

第1章 事業者の氏名及び住所

(1) 名称

幸手市

(2) 代表者の氏名

幸手市長 町田 英夫

(3) 所在地

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1.対象事業の名称

2.1.1. 名称

圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画

2.1.2. 種類

複合事業 (工業団地の造成、流通業務施設用地の造成、研究所用地の造成)
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 19 号)

2.1.3. 所在地

埼玉県幸手市大字平須賀、大字神扇ほか

2.2.対象事業の目的

首都圏中央連絡自動車道 (以下「圏央道」という。) は、首都圏 3 環状の一翼を担い、首都圏の道路交通円滑化に資するとともに、地域の活性化に寄与する重要な道路である。

圏央道は埼玉県内については、東京都との都県境である入間市から関越自動車道に接続する鶴ヶ島 JCT を経て、桶川北本 IC までが現在開通している。

幸手市は埼玉県の県東部にあり、市の西側に隣接する久喜市に位置する久喜白岡 JCT (仮称) で東北自動車道と連絡し、茨城県の県境までの区間は圏央道の県内全線開通時期である平成 24 年度を目指し整備が進められている。

圏央道幸手 IC (仮称) 周辺地域は、幸手駅を中心とする幸手市中心核に加えて、新たな産業拠点の形成が上位計画に位置づけられ、圏央道開通に合わせた計画づくりが求められている。特に幸手 IC (仮称) の開設に併せ、整備が急がれる工業・流通系土地利用の実現は、埼玉県が進める産業誘致の一翼を担う事業として期待されており、企業立地に伴うインフラ整備効果や税収増加など、本市において最大級のメリットを生み出せる開発計画となる。

本事業は、このような背景を踏まえ、上位計画に位置づけられた幸手 IC (仮称) 東側地域の工業系ゾーン (以下「対象計画」という。) の整備を図るものである。

2.3.対象事業の実施区域

計画地は幸手市のほぼ中央に位置する幸手 IC (仮称) に隣接し、市の市街地の中心となる幸手駅の東側、概ね 2.5 ~ 3.0km 圏に含まれる。

計画地の中央部には東西方向に県道惣新田幸手線が通っており、市の中心市街地へとつながっている。また、幸手 IC (仮称) 東側に関しては、現県道と一部重複する形で、都市計画道路惣新田幸手線バイパスが都市計画決定されており、東方の主要地方道境杉戸線及び国道 4 号バイパスへと連絡している。この他、IC 南側の圏央道沿いには、都市計画道路幸手インター連絡線が都市計画決定されており、幸手 IC (仮称) のアクセス道路として機能することとなる。

第3章 環境に影響を及ぼす地域

3.1.環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

3.2.環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3.2-1に示すとおりであり、以下の4市町の一部が含まれる。

- ・幸手市
- ・久喜市
- ・杉戸町
- ・五霞町

